

# 令和元年台風第19号に伴う災害における住宅の応急修理実施要領

(令和元年10月29日決定)

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行うこととされているが、この実施要領は、令和元年台風第19号に伴う災害における、法に基づく住宅の応急修理の取扱いについて定めるものである。

なお、仙台市（以下「市」という。）は、本制度の対象となる法の適用を受けている（令和元年10月12日適用）。

## 1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

① 当該災害により半壊、一部損壊（準半壊）又は大規模半壊の住家被害を受けたこと。

災害により半壊、一部損壊（準半壊）又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

※1 住家被害の認定内容は、令和元年台風第19号による被害に係る罹災証明書又はその写し、若しくは市の罹災証明担当部局から提供を受けた被災家屋台帳総括表（データ）で確認する。

※2 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

③ 応急仮設住宅を利用しないこと。

住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅（民間賃貸住宅等を借上げて供与するもの（賃貸型応急住宅）を含む）を利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められない。

(2) 資力等の要件

大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた者については、資力の有無を問わない。

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者については、市において、「資力に関する申出書」（様式第2号）を基にその被災者の資力を把握するとともに、ある程度資力があると認められるときは、ローン等の個別事情を勘案して判断する。

## 2 住宅の応急修理の実際

### (1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

### (2) 基本的な考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的な考え方は、以下のとおりとする。（詳細は、別紙「応急修理にかかる工事例」のとおり）

- ① 令和元年台風第19号に伴う災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
- ② 内装に関するものは原則として対象外とする。  
ただし、床や外壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱いとする。  
応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解される。また、壊れた外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
- ③ 修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。
- ④ 家電製品は対象外である。

## 3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は、次に掲げる額以内とする。

- ① ②に掲げる世帯以外の世帯 595,000円
- ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けた世帯 300,000円

(2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。

### (3) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、借家人の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

## 4 手続の流れ

(1) 市は、応急修理（全体の手続の流れ、書類の記入方法、修理箇所の範囲等）について、業者（業として建設業を営む者に限る。以下同じ。）に周知する。

また、市が業者リストを作成し、追加削除等の管理を行うものとする。

(2) 市は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは以下のとおり。

なお、修理件数が著しく多数となり、事務処理作業に長時間を要することによる事務の停滞が予想される場合は、市の判断により、手続きを以下のとおり簡略化できるものとする。（数字は図1、図2に対応）

通常の手続き（図1）		処理件数が著しく多数となる場合（図2）	
①	希望する被災者は、市の窓口に応急修理申込書（様式第1号）を提出し、要件審査を受ける。なお、住家の被害が半壊又は一部損壊（準半壊）の場合は、「資力に関する申出書」（様式第2号）も併せて提出する。 ※被害認定状況の確認は、令和元年台風第19号による被害に係る市の罹災証明書又はその写し、若しくは市の罹災証明担当部局から提供を受けた被災家屋台帳総括表（データ）により行う。		
②	市は、申込書等の内容を確認し、必要に応じて応急修理の対象となる被災者に業者の斡旋や、修理見積書（様式第3号）等、工事に必要な用紙を配付する。	②	市は、必要に応じて応急修理の対象となる被災者に業者の斡旋や、修理見積書（様式第3号）等、工事に必要な用紙とともに、 <b>修理依頼書（様式第4号）を配付する。</b>
③	被災者は、業者に希望する修理の箇所を伝え、修理見積書（様式第3号）の作成依頼を行う。	③	被災者は、業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書（様式第3号）の作成依頼を行うとともに、 <b>修理依頼書を渡す。</b>
④ ④' ④”	業者は、修理見積書を（直接又は被災者を通じて）市の窓口提出する。 ※修理見積書には、屋根・外壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。 ※委託業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有する。		
⑤	市は、修理見積書の内容を確認の上、施工業者に修理依頼書（様式第4号）により依頼する。		
⑥	業者は、修理依頼書が交付されたことを被災者に連絡の上、工事を実施する。		
⑦	業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、市に工事完了報告書（様式第5号）を提出する。 ※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。	⑤	業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、市に工事完了報告書（様式第5号）を提出する。 ※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
⑧	応急修理に要した費用を市に請求する。	⑥	応急修理に要した費用を市に請求する。
⑨	市は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。	⑦	市は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。

図 1 通常の手続き

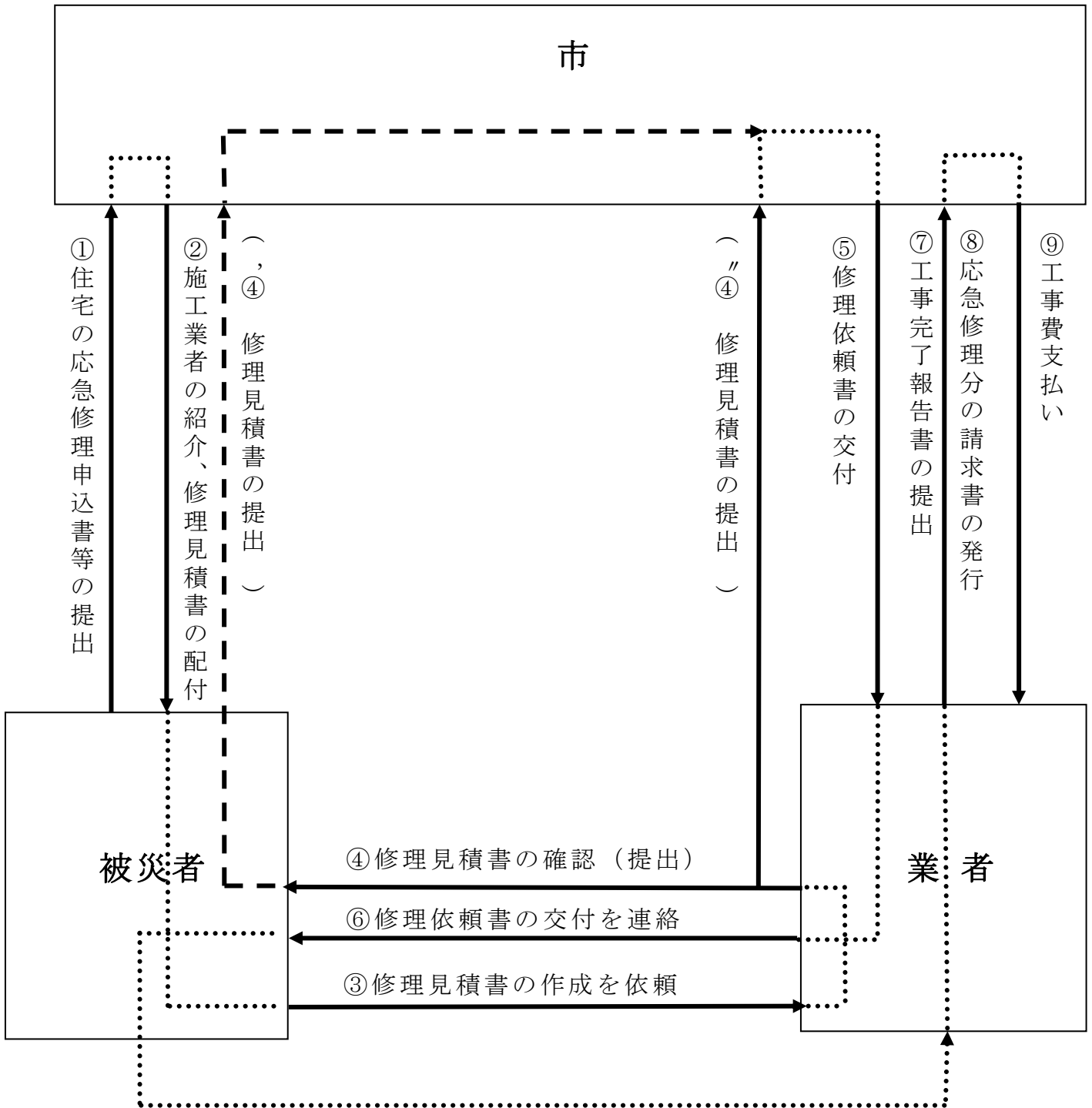
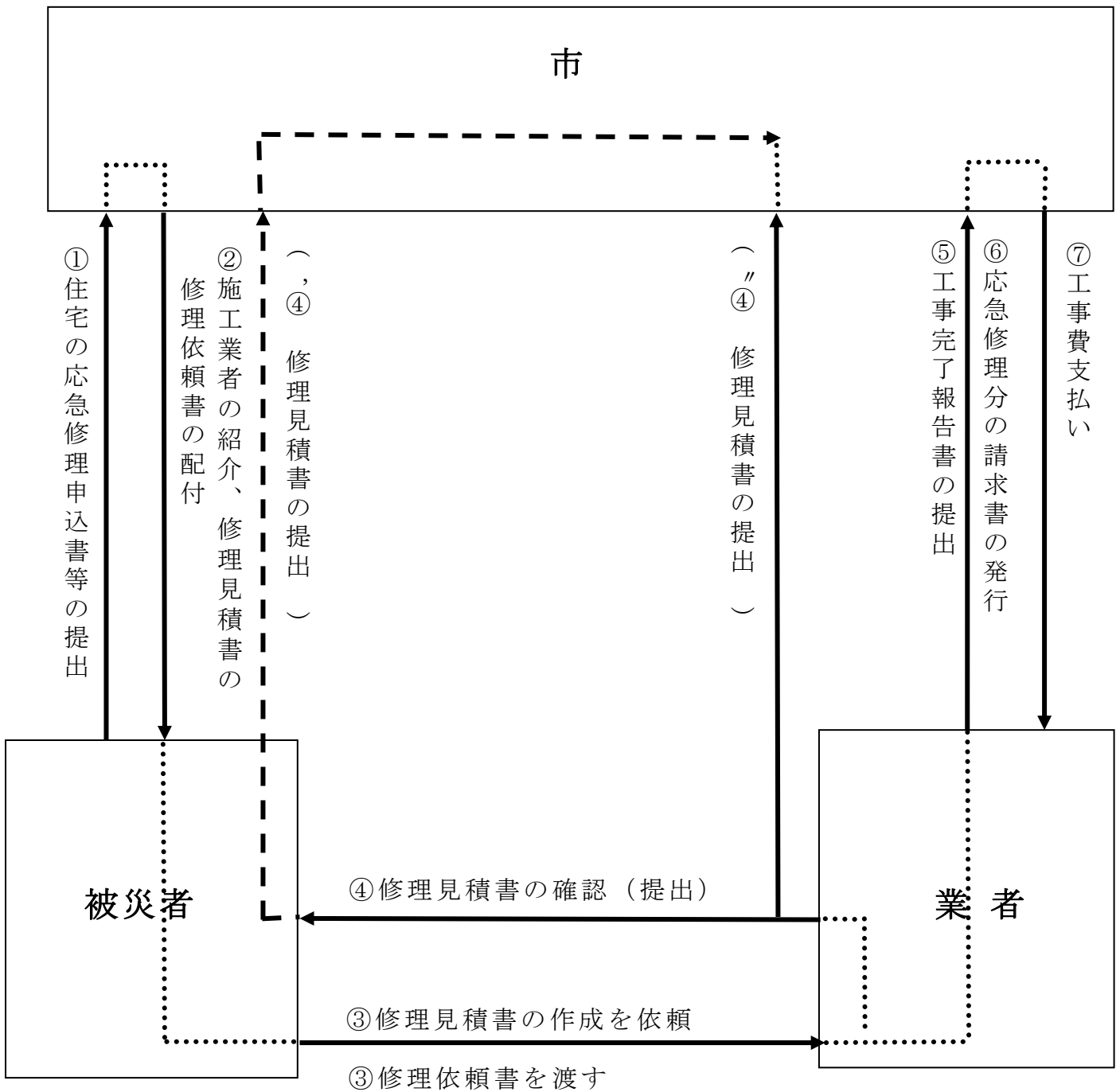


図 2 修理件数が著しく多数となる場合の手続き



## 住宅の応急修理にかかる工事例

### 1 典型的な応急修理の工事例

- ① 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- ② 傾いた柱の家起こし（筋交の取替，耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む）
- ⑤ 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には，当該壁の部分に限り対象とする）
- ⑥ 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には，鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む）
- ⑦ 壊れた戸，窓の補修（破損したガラス，カギの取替を含む）
- ⑧ 壊れた給排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- ⑩ 電気，ガス，電話等の配管の配線の補修（スイッチ，コンセント，ブラケットガス栓，ジャックを含む）
- ⑪ 壊れた便器，浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが，洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床，壁の補修を含む。）

### 2 応急修理の基本的考え方

- ① 令和元年台風第19号に伴う災害による被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
  - （例）○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
  - 壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
  - 割れたガラスの取り替え（取り換えるガラスはペアガラスでも可）
  - ×壊れていない便器の取り替え
  - ×古くなった壁紙の貼り替え
  - ×古くなった屋根葺き材の取り換え
- ② 内装に関するものは原則として対象外であるが，床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については，以下の取扱いとする。
  - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には，日常生活に欠くことのできない部分の破損個所である場合にのみ対象とする。
  - ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には，当該壁の部分に限り対象とする。
  - （例）×壊れた石膏ボードのみの取り替え
  - ×畳や壁紙のみの補修
- ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。
  - （例）○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④ 家電製品は対象外である。